

解雇予告通知書

木村俊介殿

2025 年 4 月 23 日

東京都千代田区富士見二丁目10番2号

前田建設工業株式会社

代表取締役社長 前田 操 治



当社は、貴殿を下記の解雇年月日をもって解雇することに決定しましたので、労働基準法第 20 条第 1 項に基づきその旨を通知します。

記

解雇年月日：2025 年 5 月 31 日

解雇事由：職員就業規則第 3 章服務規律第 22 条（遵守事項）に違反し、第 7 章「定年・退職及び解雇」第 61 条（解雇基準及び予告）(1)号、第 10 章「表彰・懲戒」第 71 条（懲戒の基準）第 1 項(1)号、(6)号、(9)号、(10)号、(16)号に該当するに至ったため。

以上